

令和7年2月26日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長

理由説明書

苦情申出人は、最高裁判所がした不開示の判断に対し、本件対象文書が本当に存在しないか不明である旨主張しているが、下記のとおり当該判断は相当であると考える。

記

1 開示申出の内容

裁判官及び裁判所職員が閲覧できる最高裁判所裁判官会議の議事録の場合、人事に関する情報は省略している理由が書いてある文書

2 原判断機関としての最高裁判所の判断内容

最高裁判所は、1の開示申出に対し、1月10日付けで不開示の判断（以下「原判断」という。）を行った。

3 最高裁判所の考え方及びその理由

(1) 最高裁判所は、本件開示申出を「職員向けポータルサイトに掲載されている最高裁判所裁判官会議の議事録につき、人事に関する情報は省略している理由が書いてある文書」と整理した上で、本件開示申出に係る文書（以下「本件開示申出文書」という。）を探索したが、当該文書は存在しなかった。

(2) 最高裁判所裁判官会議議事録は、その概要を職員向けポータルサイトに掲載することとしているが、具体的な掲載範囲について文書を作成すべき根拠はなく、実際の掲載事務は前例等を参考に行うことで足りており、作成の必要性もない。このため、本件開示申出文書を作成又は取得していないことは不合理で

はなく、実際にもこれを作成又は取得していない。

(3) よって、原判断は相当である。